

家畜伝染病予防法改正及び 水際対策の強化について

令和2年10月2日
消費・安全局動物衛生課

家畜伝染病予防法改正により強化された水際検疫について

- 平成30年8月の中国でのアフリカ豚熱（ASF）発生以降、アジアにおいて、13ヶ国・地域に発生が拡大。
- 中国・ベトナム等から日本に持ち込まれた肉製品89件から、ASFウイルスの遺伝子を検出。
- ASFの我が国への侵入脅威が高まっているため、水際対策を強化し、家畜伝染病の侵入防止を徹底する必要。

法改正による強化

【令和2年7月1日施行】

- 質問・検査権限**：入国者の携帯品中の畜産物（肉製品等）の有無を、
家畜防疫官が質問・検査できるよう措置【法第40条第5項】
- 廃棄権限**：携帯品及び国際郵便物検査の結果、発見された違反畜産物について、
家畜防疫官が廃棄できるよう措置。【法第46条第4項】
- 厳罰化**：輸入検査に関する罰則を強化（近隣諸国と比較しても最高水準）。
（輸入検査を受けない場合の罰金100万円【法第63条及び第69条】
→ 300万円（個人）、5,000万円（法人））

動物検疫所の体制

現状

【検疫探知犬の増頭】

- 検疫探知犬については、本年7月に開催される予定だったオリ・パラ時に旅客が増加することを見越し、ASF発生国等からの高リスク便の旅客等の検査に対応するため、**主要空港**を中心に**探知犬を配備**し、現在**96頭**体制とした。
- 今後、地方空港への配備も進め、本年度末には、全国で**140頭**体制とする。

【家畜防疫官の増員】

- また、家畜防疫官については、平成26年度から**5年間で87名増員**し、昨年度末で**481名**体制とした。
- さらに、本年度は**10名増員**し、**491名**体制となる。

	令和元年7月	令和2年7月
便数	成田：1,698便／週※1 関空：1,286便／週※1	成田：264便／週※3 関空：50便／週※3
訪日※2 外国人 旅客数	約300万人	3,800人

出典 ※1 国土交通省HP、※2 日本政府観光局 (JNTO)、※3 動物検疫所調べ

今後

- 今般、入国制限が緩和されても、既に**増頭した検疫探知犬**及び**増員した家畜防疫官**によって、ASF発生国等の高リスク便の旅客等に対し的確に検査を実施することが可能となる。

○家畜防疫官の推移

(年度、人)

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
402	416	435	460	481	491

5年前の**1.2倍**

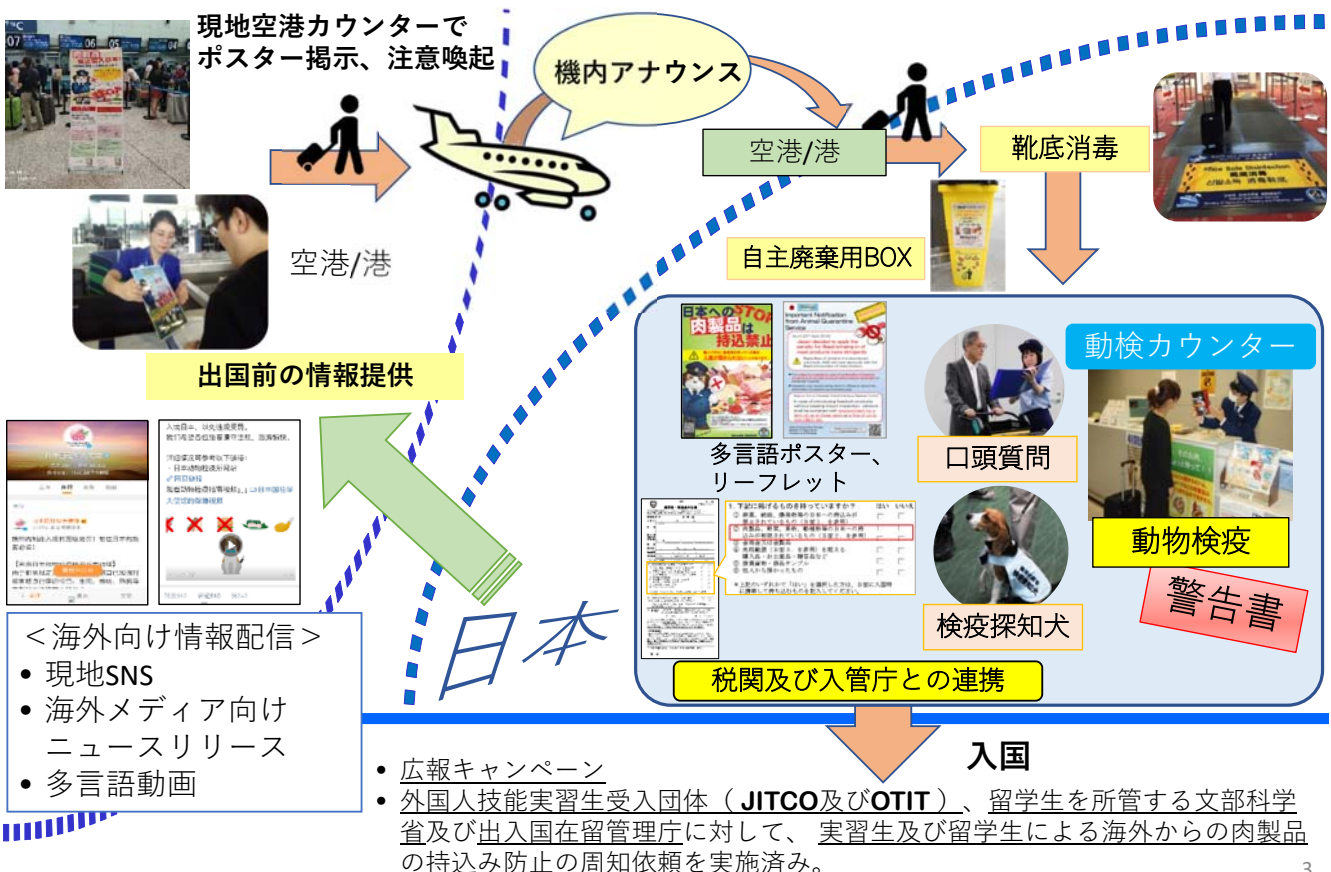
○検疫探知犬の推移

(年度、頭)

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
					10月	3月(予定)
22	26	28	33	53	96	140

5年前の**6.4倍**

国際空港における旅客に対する水際対策



英語版

中国語版

Bringing meat and meat products into Japan is prohibited.

! Your entry into Japan could be denied if you bring disapproved meat or meat products.

Check our website for more details.

If you smuggle meat or meat products, you may be imprisoned up to 3 years or fined up to 3 million yen (up to 50 million yen for businesses).

This will apply to cooked, vacuum packed and/or purchased in duty free shop meat and meat products.

Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

肉制品 STOP 禁止带入日本

! 携带禁止进口的畜类产品，可能会被拒绝入境。

详情请扫二维码!!

未经许可违法携带肉类等畜产品进入日本，将被判处 3 年以下的有期徒刑 或 300 万日元以下的罚款 (法人团体最高罚款金额为 5,000 万日元)

肉制品包括煮熟的、真空包装以及在免税商店购买的。

日本农林水产省动物检疫所